

## みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成 18 年みどり市条例第 202 号)第 3 条の規定に基づき、みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、みどり市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、意見の答申を行う。

- (1) 学校の適正な規模に関すること。
- (2) 学校の適正な配置に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 区長
- (3) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)を修了する前の子どもの保護者
- (4) 市内に存する小学校、中学校又は義務教育学校の校長
- (5) 公募により選定した者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から第 2 条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。